

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 安全衛生委員会規程

(平成24年4月1日制定)

沿革 平成26年 4月 1日 決裁 平成27年 3月30日 議決
平成31年 3月20日 議決 令和 5年 3月13日 議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会安全衛生管理規程第5条の規定により、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 産業医
- (3) 衛生管理者
- (4) 各事業所を代表する者
- (5) 職員を代表する者

2 委員会の運営を円滑にするため、委員長を置く。委員長は事業の実施を統括管理する者とし、事務局長をもって充てる。

3 委員長以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(任務)

第3条 委員長は委員会を統括するとともに、会議の議長を努め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 委員は委員会に出席し、審議事項について意見を述べるよう努め、職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(調査審議事項)

第4条 委員会は第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、法人に対して必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関することで安全衛生に係るものに関すること
- (3) 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること
- (5) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

- (6) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
 - (7) 定期に行われる健康診断、職員自ら受診した健康診断及びその他の医師の診断、診察または処置の結果並びにその結果に対する対策に関すること
 - (8) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること
 - (9) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること
 - (10) 労働基準監督署長から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、職員の危険の防止に関すること
 - (11) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
- (2) 産業医が職員の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めたとき
- (3) その他委員長が必要と認めたとき

(委員会の成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局は、法人経営課に置く。

2 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集及び付議事項に関すること。
- (2) 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
- (3) 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
- (4) その他委員会が依頼した事務

3 事務局は、委員会開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。